

## 適格消費者団体の連名で消費者庁「消費者契約に関する検討会の方向性についての意見書」を提出しました

現在、消費者庁の「消費者契約に関する検討会」で、実務的な観点から検討を深化させるための議論が行われていますが、「平均的損害」に関する議論が始まることを受けて、全国の適格消費者団体21団体のうち、KC'sも含めた

15団体の連名で「消費者契約に関する検討会の方向性についての意見書（主として「平均的な損害の額」の立証負担の軽減について）を7月31日付けで提出しました。詳細はQRコードをご覧ください⇒



## 差止裁判・申入れ活動について

(1) ダイエットサポートサプリメント「王妃のめぐみ」を販売する株式会社ファンソルに対して「申入書」を送付しました。

消費者から「インスタの広告から初回100円のサプリメントを購入したところ、2回目に20袋送付されてくる」という苦情が多数寄せられたことを受けて、当団体は、特定適格消費者団体として、同社のホームページ等で販売されている「王妃のめぐみ」（初回100円モニターコース）について、その被害状況及び同社のWEB画面等の広告記載内容を検討しました。その結果、同社の当該コースの申込みの意思表示には、錯誤又は不実告知による誤認があり、契約は無効又は取消し得るものであるとの結論に至りましたので、当団体は、同社に対して、誤認した購入者が支払った金額について、返金等の措置を取るよう2020年8月7日付けで「申入書」を送付しました。



詳細はQRコードをご覧ください⇒

(2) USJのチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第3回裁判が行われました。

同社の運営するユニバーサル・スタジオ・ジャンの「WEBチケットストア利用規約」の契約条項には、消費者契約法に反し不当と思われる点があり、当該条項の修正・削除などを求めた差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第3回期日（裁判）が7月15日（水）に行われました。

次回期日は10月2日（金）となりました。

(3) 興和株式会社が販売する「カンゾコーワドリンク」「カンゾコーワ粒」の容器、包材、テレビCM、ウェブサイトでの表記の差止めを求め「申入書」を送付しました。

当団体は、同社が販売する「カンゾコーワドリンク」及び「カンゾコーワ粒」（以下、これらの製品を総称して「カンゾコーワ」といいます。）の商品の容器、包材、テレビCM、ウェブサイト上の表示について検討した結果、同社に対し、2019年8月28日付「お問い合わせ」を送

付し、同社から、同年9月25日付で回答を受領しました。また、同年12月2日付「再お問い合わせ」、2020年2月28日付「再々お問い合わせ」を送付し、いずれも期限内に回答をいただきました。



当団体において同社からの回答を検討した結果、同社が販売する「カンゾコーワ」の表記について不当景品類及び不当表示防止法上の「優良誤認」にあたるとして、当団体は、下記の通り2020年9月3日付「申入書」を送付しました。

### ■申入れの趣旨

商品の容器、包材、テレビCM、ウェブサイト上の表示において、カンゾコーワには、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能があると不特定かつ多数の一般消費者に誤認される表示を行わないことを求めます。

【例】「『飲み会』を科学する11種類の成分」「医薬品メーカーが飲み会を科学しました」「飲むぞ！行くぞ！Kanzo！」などの「飲み会」に関連した表示

### ■申入れの理由

カンゾコーワには、肝臓加水分解物やウコン抽出物等の成分が含まれていますが、それらの成分を摂取したとしても、アルコールが分解されたり、二日酔いが防止・緩和されたりすることはないと考えられます。とすれば、消費者がカンゾコーワを摂取したとしても、アルコールが分解される、二日酔いが防止・緩和されるといった効果・効能を得られるわけではないこととなります。

【例】にあげたような表示は、カンゾコーワについて、実際には、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能が無いにもかかわらず、一般消費者にそうした効果・効能があると思わせるものであり、「実際のもの…よりも著しく優良であると誤認される表示」（不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号）に該当します。詳細はQRコードをご覧ください⇒



# KC's NEWS

No.85  
2020.10.2

発行所 KC's事務局 〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿ビル5階502号室  
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp HP: http://www.kc-s.or.jp/

## 9月2日、一般社団法人 生命保険協会との意見交換会が開催されました。

9月2日に、KC'sと生命保険協会との意見交換会が開催されました（TKP大阪御堂筋カンファレンスセンター8F）。今回は、コロナ禍による感染リスクに最大限考慮し、必要な対応を行ったうえで、リアル会議で開催しています（マスク着用、ソーシャルディスタンス、換気、時間短縮等）。

生命保険協会からは、駒田勇人理事・生命保険相談室長、高橋正国生命保険相談室担当室長、永野美穂生命保険相談室消費者グループ調査役、山口加寿也生命保険相談室消費者グループ、前田孝一大阪府生命保険協会事務局長、鈴木千秋生命保険文化センター生活情報室主査の6名、KC'sからは、坂東俊矢常任理事、辻由子差止請求検討委員・被害回復検討委員、鈴木啓太生命保険冊子検討メンバー・司法書士、高橋正人K53検討グループ長・弁護士、葉袋真司K53検討グループメンバー・弁護士、元山鉄朗事務局長の6名が参加しました。

冒頭、生命保険協会の駒田勇人理事・生命保険相談室長より開会挨拶があり、その中で、この意見交換会が2009年度より開催され、今年度で12回目を数えることが触れられました。KC'sからは坂東俊矢常任理事が挨拶をされました。その中で、当団体は、本来は、差止請求（訴訟）や被害回復（訴訟）などを行うことを国から認定されている団体ですが、一方で、事業者のみなさんとの双方向のコミュニケーションも大変重視して取り組んでいることについて触れました。

生命保険協会、生命保険文化センターの活動紹介では、次世代教育への貢献として小学生向けマンガコンテンツの作成、令和元年台風第19号及び新型コロナウイルス感染症への対応、外貨建保険に関する信頼性向上に向けた取組み、生命保険相談所の体制変更（お客様本位推進会議事務局兼任、消費者対応一元化）、ADR裁定事案の紹介など生命保険協会及び生命保険文化センターの全体概要が理解できるご報告をいただき、その後、活発に質疑応答、意見交換が行われました。

最後に、坂東俊矢常任理事より、「民法改正で、約款についても規定された。約款による契約であることをきちんと表示すること、その内容を確認できる仕組みを準備することが大切だと思う。生命保険解約も典型的な約款による契約であることから、この点の告知が契約者に対してどのようになされるべきか、なされているのかも、ぜひご調査、ご検討いただきたい。」との発言があり、生命保険協会の前田孝一大阪府協会事務局長より、「本日は、大変貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。いただいたご意見を持ち帰り、少しずつでも前に進めていくことができればと考えております。」との閉会挨拶があり、閉会しました。

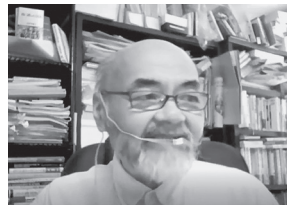


## 2020年度双方向コミュニケーション研究会第1回勉強会を開催しました

2020年9月15日（火）13時30分より、双方向コミュニケーション研究会第1回勉強会を外部講師を招いてWeb（Zoom）にて開催し、32名が参加しました。消費者市民社会の実現には消費者と事業者の信頼関係の構築が不可欠との問題意識に基づき、KC'sは2010年より「双方向コミュニケーション研究会（以下「研究会」といいます。）」を立ち上げ、活動してきました。

2020年度は新型コロナ感染防止のため、消費者と事業者が直接集まって論議を行う研究会は休会とし、双方向コミュニケーションの視野を広げるために、外部講師を招いて勉強会を2回実施することとしました。

第1回目は新川達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授（以下「新川教授」といいます。）をお招きし、「消費者行政のこれまでと



これから「地方消費者行政専門調査会報告から考える」と題し講演を行っていただきました。新川教授は現在、内閣府消費者委員会の委員であり、地方消費者行政専門調査会の座長も務められました。2020年8月28日に、同専門調査会の、2040年を展望した報告書が公表されており、その内容を中心にお話いただきました。

講演では今後の消費者行政の前提として、人口が減少し、低成長社会から縮退社会となり、消費者行政予算の縮小や行政職員の減少が見込まれる、との環境変化が提示されました。その中で今後の地方消費者行政には「国と地方の協働」「公共私協働」が求められる。具体的には市町村を超える広域行政による対応、国の役割整理（国と地方の協働）、行政と消費者団体、専門家による「消費者行政コーディネーター」、学びと啓発のネットワークである「消費生活オンラインスクール」などの設立が望まれる（公共私協働）。そして、消費者行政の

協働に当たっては、消費者に最も近い消費者団体が結び目とならざるを得ないのではないか、との提起がありました。

この講演を受けて、Zoomのブレイクアウトルームの機能を使い、6人ずつの集団に分かれてグループ論議を20分間行いました。終了後各グループでの論議の内容を報告しあいました。その後10分間の休憩を経て、グループ論議の報告を受けて新川教授に後半の講演をいただきました。

消費者、行政、事業者各々の課題を協働によって乗り越えていく、その先に今後の消費者行政の在り方があるのではないかと、この提起があり、講演が終了しました。

講演に対する質疑応答では「消費者団体に消費者行政の結び目の役割を、と言うのは正直重たい。行政の役割と消費者団体の役割の分担はどうあるべきか」「消費者と直接対応する市町村の果たすべき役割は?」「事業者に求められる役割は?」など各々の立場から質問がありました。最後に研究会の片山座長から挨拶があり、第一回勉強会は終了しました。

## 9月5日に、「令和2年度適格消費者団体連絡協議会（9月）」が開催されました。

9月5日（土）に、「令和2年度適格消費者団体連絡協議会（9月）」が、コロナ禍による感染リスク回避のため、Web会議で開催されました（写真は、東京の運営・事務局の様子）。

当日は、全国21の適格消費者団体・特定適格消費者団体、11の適格消費者団体を目指す団体、消費者スマイル基金、国民生活センター、徳島県及び消費者庁からおおよそ100名を超す参加がありました。KC'sからは、島川勝理事・被害回復検討委員長、五條操理事・被害回復検討副委員長、二之宮義人元常任理事、元山鉄朗事務局長が参加しました。

会議の全体司会は、消費者支援かながわの松井弘子さん、天野正男さんが務められました。

冒頭、消費者庁の高田潔次長よりの主催者挨拶、黒木理恵消費者制度課長よりの着任挨拶があり、消費者制度課より、「消費者契約に関する検討会の状況について」、「消費者庁掲示板の改修の報告」、「申請等手続のオンライン化について」が報告され、質疑応答を行いました。

被害回復手続の報告では、消費者機構日本より東京医科大学の共通義務確認訴訟勝訴後の「通知・公告」の状況について、埼玉消費者被害をなくす会より（株）ZERUTAへの共通義務確認訴訟提起について報告されました。

## 9月19日、消費者ネット関西「消費者法ゼミ2020」高島先生とZoomを使って学ぶ「消費者のための改正相続法」が開催されました。

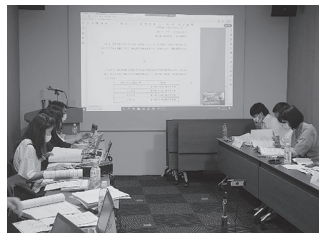
9月19日に、消費者ネット関西主催「消費者法ゼミ2020」、高島先生とZoomを使って学ぶ「消費者のための改正相続法 ～2020年4月1日か

休憩をはさんで、差止請求訴訟事案の報告では、12団体より報告があり、KC'sからは、USJ訴訟事案の進捗状況について五條操理事・被害回復検討副委員長より報告を行いました。

全体を通して、質疑応答は、チャット及びQ&AなどZoomの機能を活用して、スムーズに行われました。最後に、次回の適格消費者団体連絡協議会についてもWeb会議で開催することが確認され閉会しました（いったん、2021年3月13日を仮日程としています）。

終了後、消費者機構日本より呼びかけられた自主企画として、「役職員・事務局交流会」が開催され、45名を超える参加があり、意見交換を行いました。司会は、消費者機構日本の磯辺浩一専務理事が務められました。「財政基盤強化」では、「事業者への会員加入要請活動」、「商工会や社会福祉協議会への会員加入要請活動」、「会員拡大のためのツール作成」、「県行政からの補助金獲得」、「寄付金獲得の取組み」、「みなし寄付金の活用」などの報告があり、短い時間でしたが、活発な質疑応答が行われました。

ら変わった相続法は、結構、生き方にかかわる～」が開催されました。講師は京都産業大学法学部教授高島英弘氏で、45名が参加しました（写真



はZoom講演画面)。

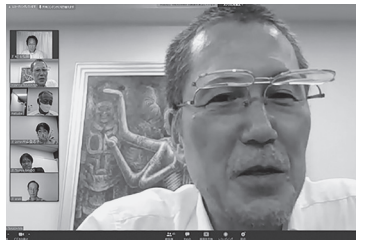
講演は、民法、消費者法の改正ラッシュが生じている現状を明らかにしたうえで、2019年1月から2020年7月に施行された改正相続法について解説が行われました。相続は多くの方が人生で度々体験するものであり、また自身が世を去る時、遺族にとって大きな問題になります。誰もが避けられない相続について、高島教授は消費者の暮らしに密接にかかわる制度を中心に具体的な事例において、どこが変わったのかを改正前を“before”、改正後を“after”としてわかりやすく教示されました。

暮らしに関わる問題の一つとして、今回の改正では「相続の効力」の変更があります。改正後は共同相続における権利の継承一般につき、法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないとする規定が新設されました。相続に登記を位置づけたことが、場合によっては早い者勝ちのように登記を争うことや登記の内容をめぐる相続人の中での紛争が生じる恐れも出てきます。法改正は決して万能ではなく、新たな紛争の火種になりかねない懸念についてご教授いただきました。

その他の改正として「配偶者居住権の新設」「遺留分減殺請求権行使の効力の見直しと名称変更」「特別寄与制度の創設」「遺言に関する改正」などを解説いただきました。それら一つ一つに改正目的があり、積極的意義があります。しかしながら新たな問題を生む可能性も示唆をいただきました。

ゼミのまとめとして、消費者ネット関西理事片山登志子氏から閉会挨拶がありました。片山理事は、遺言に関する改正を例に、消費者、消費者団体の課題について話されました。

自筆遺言を法務局で預かってもらえる制度は、紛争予防に有意義ではありますが、ただ預かってもらえるだけで、そもそも無効な遺言書であったり、実行できない内容である場合などの問題は解消されません。遺族に紛争をもたらすことのない遺言書をつくるには、消費者が相続法について学ぶこと、消費者団体が学びの場をつくることの意義を呼びかけられ、消費者法ゼミ2020は閉会しました。



### 行事のご案内

## 双方向コミュニケーション研究会 10周年記念シンポジウム ともにつくろう!安心・安全な市場を ～消費者と事業者の双方向コミュニケーションと消費者団体の役割～

KC'sでは、「安全安心な市場」、「良質な市場」の実現こそが新たな公共的目標として位置付けられるべきものであり、それは競争の質を高め、消費者、事業者双方にとって長期的な利益をもたらす唯一の道であることを示した国の消費者行政推進基本計画策定などを社会的な背景として、2010年に消費者と事業者が集まって、「双方向コミュニケーション研究会」を立ち上げ、今年で10年を迎えました。

今回、10周年を記念して、「双方向コミュニケーション」とはどのようなものなのか、このコミュニケーションが従来型の消費者と事業者のコミュニケーションとどのように違うのか、消費者・事業者それぞれに、そして社会全体に何ををもたらすのかについて河上正二元内閣府消費者委員会委員長より基調講演をいただき、さらに研究会メンバーも加わったパネルディスカッションで議論を深めるシンポジウムを開催いたします。

多数のご参加をお待ちしています（参加費は無料です）。

■開催日時 2020年11月4日（水）  
13：30～16：00

■開催方法 Web会議システム・Zoomによる開催

※各自、インターネットにつながるパソコン

やタブレット端末などを用意してください。参加申込の方には、開催日までに会議ID、パスワードをメールで送付します。

### 【基調講演】

河上正二氏 青山学院大学教授、東京大学名誉教授、元内閣府消費者委員会委員長、公益社団法人、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会会長

### 【パネルディスカッション（パネリスト）】

◆河上正二氏 青山学院大学教授、東京大学名誉教授

◆宮本雅宏氏 食品産業中央協議会企画部長

◆古谷信二氏 株式会社湖池屋お客様センター

◆西島秀向氏 消費者ネット関西理事、京都府生協連会長理事、前消費者支援機構関西理事・事務局長

◆コーディネーター 片山登志子 消費者支援機構関西副理事長、双方向コミュニケーション研究会座長、弁護士

### お申込み先

主催 消費者支援機構関西（KC's）  
担当 小川・袋井 電話 06-6920-2911  
E-mail info@kc-s.or.jp

詳細はQRコードをご覧ください⇒

